

令和5年第10回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年10月27日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第24号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 報告第25号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- 日程第6 議案第48号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第7 議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第50号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第9 議案第51号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第10 議案第52号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和5年第10回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

日程第8

議案第50号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

日程第9

議案第51号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 13 ）

日程第10

議案第52号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 14 ）

令和5年第10回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 10月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 10月27日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和 5 年第 10 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員の下石昭廣さんと 3 番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 23 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 23 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 16 件 23 筆 21,002 m²、うち田が 16 筆 14,519 m²、畑が 7 筆 6,483 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 82 番から 5 頁 97 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第 4、報告第 24 号使用貸借契約の合

意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 24 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 1 件 3 筆 2,837 m²、畑が 3 筆 2,837 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 7 頁 17 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の報告に進みます。日程第 5、報告第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 25 号農地法第 5 条の規定による取り下げについて報告するもので、合計 2 件 11 筆 14,580 m²、田が 11 筆 14,580 m²でございます。本件については、令和 4 年 11 月総会で承認を受けた案件で、第 2 ブロック〇〇地区内に〇〇〇〇株式会社が敷地拡張をするものでしたが、宮崎県との開発行為の協議の結果、追加事業費が発生することが判明したため取り下げをするものであります。詳細につきましては総会資料 9 頁 2 番及び 10 頁 3 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

5 番委員（馬渡芳文）

〇〇〇〇の取り下げの経緯を教えてください。

事務局

今回報告 25 号で上げさせていただいた 2 件についてご報告いたします。まず、受付番号 2 番が恒久転用の案件で、受付番号 3 番が一時転用の案件です。同じ〇〇〇〇株式会社が転用申請をされて、昨年 11 月に承認された案件です。宮崎県との開発行為の協議の中の排水計画で調整池を新たに設けないといけないということが判明し、その事業費がかなり多くなるということです。事業計画の面積が 10,000 m²を超えると調整池の設置が必要になるということで、今後の相談としては、面積を縮小して、調整池を設置しなくてもいいような形で分けて申請をあげるのか、分けて申請しても長期的に見ていくと 10,000 m²を超えるので、調整池を設置しないといけなくなるのか。今後の宮崎県との開発行為の協議の状況を見ながら、農業委員会としても排水等の協議が出てくれば、農地転用の許可にも影響が出てくると思

いますので、今後の状況を見ながらの承認になると思います。今回は事業費がかなり膨らむということで、今の計画では取り下げということになります。

5 番委員（馬渡芳文）

取り下げということであれば、申請地は今は農地の状態ですが今後の管理は誰がされるのですか。

事務局

今、聞いているところでは許可がおりないと着工もできないので、〇〇〇〇の従業員の方が田んぼとして利用しようかという話もあるようですが、実際まだ転用申請もあがってきてないので、そこは確認をしたいと思います。申請地については地権者の方と交渉が終わっているみたいで、〇〇〇〇が取得するということですので、今後の農地の管理については確認をして報告したいと思います。

2 番委員（下石昭廣）

私も先日の事前調査の中で事務局から説明を受けておりますので、ある程度は分かっているつもりですが、勉強不足で分かってないところもあります。仮に下限が 10,000 m² という宮崎県の開発行為での制約があるわけですね。それで 10,000 m² 未満で、もう一回、転用申請をして事業を実施するという計画が次には出るわけですね。それはそれで県の条件に合っているかもしれないですけど、残った部分を何年後かに申請した場合に、前のと合わせれば 10,000 m² を超えますよね。そこあたりは見通し的に許可がどうなるか。今回の取り下げは、雨水を含めた処理水を浄化して排水する施設を作るとなると工事費が膨らむということが原因でしょうから、その先々のことを含めて、今後はどういう申請の仕方になるのか情報がつかめたら、また教えてください。

議長（溝口良信）

それでは、下石委員が言われたように、開発行為がどういう流れになるのか、もう一回、都市整備課と協議をしたいと思います。今後、分けて工事をして合算という考えになるのか、都市整備課の開発行為上は一つ一つという考えになれば一つ一つということになると思います。私の記憶では一つ一つだったように思いますが、そこはまた勉強をして報告をいたします。

事務局

今回の〇〇〇〇の件については、宮崎県との開発行為の協議が最終的なとこまでいってなくて、先に農業委員会が承認して開発行為とセットで許可を出すような形になっていたのも、結局、開発行為の協議がまだ準備されていなかったということなので、今後、開発行為の部分もゆくゆく第 1 工区、第 2 工区含めて全部で 10,000 m² を超えるので、ちゃんと開発行為の協議がされた上で再度申請を上げてもらうよ

うにします。

2 番委員（下石昭廣）

県の条件については我々も良く分からないので。

事務局

わかりました。開発行為の件は確認して、ご報告させていただきます。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第 6、議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 2 筆 1,501 m²、畑が 2 筆 1,501 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 12 頁になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 22 番、受付年月日：令和 5 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：1,174 m²です。親子間の生前贈与による所有権移転となっております。受人は都城市〇〇〇〇に在住する認定農業者であり、三股町及び都城市の農地約 2 ヘクタールを活用し、三股町内にて和牛肥育一貫経営とキャベツを中心とした露地野菜の栽培をされております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 22 番は 10 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認及び本人聞きとりをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は父所有の畑地 1,174 m²を贈与により所有権移転をされるものです。贈与を受

ける受人は営農歴 20 年で、農機具はトラクター、パワーショベルを所有しており、牛 250 頭を肥育され、田には水稻 120 アール、畑にはキャベツ 42 アール、飼料 50 アールを栽培されております。両親とともに 3 人で営農をされており、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 23 番、受付年月日：令和 5 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字天木野〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：327 m²です。受人の要望による所有権移転売買となっております。申請地にはすでに栗の木が植えられており、受人が所有する農地に隣接した場所に位置します。なお、収穫した栗は自家消費の予定ということです。受人が所有する農機具はトラクター、田植え機、運搬車となっております、世帯の労働力は 1 名で、受人の友人 2 名の協力があります。技術、営農歴は 8 年で都城市の友人の農業経営の手伝いが 6 年、渡人の水稻栽培の手伝い及び受人自らの水稻栽培が 2 年の計 8 年となっております。また、年間従事日数も 150 日を超えており、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 23 番は 10 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は都城市〇〇在住で、水稻を中心に農業経営を行っており、機械能力もあります。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、調和要件、従事要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（下石昭廣）

前回も許可しましたので、許可には賛成なのですが、ただ懸念されることが一点だ

けあるので、意見を述べさせていただきます。農業に従事している実態が説明では分かるのですが、受人が本当に営農しているのか良く分からないところもあります。似たようなケースで営農の実態がないような案件がありましたので、そのような事にならないように、今後は営農の実態を見ていく必要があるのかなと思いました。

議長（溝口良信）

私も現地調査をしましたので、以前に3条申請で取得された農地には稲が植えてあって、稲刈りは終わっていなかったのですが綺麗に管理されておりました。この近くの宅地も買われており、農機具等はそこに置いてあります。今回申請の栗畑も草が綺麗に刈られていて、管理されているのが分かりました。一緒に現地調査をした兒玉委員も綺麗に管理されていますねという意見でした。今、下石委員の意見もありました今後の状況というところは、私も含め〇〇地区の担当委員で状況を確認しながら、何かあれば本人を呼んで指導をしていくようにします。今のところは綺麗に管理されているので、何ら問題はないと思いますが、今後も下石委員の懸念されるようなことが無いように、第3ブロック委員3名で状況を見ていきたいと考えております。

2番委員（下石昭廣）

分かりました。長期的な5年先、10年先のことを見ての私の個人的な懸念する意見です。

議長（溝口良信）

兒玉委員は申請地の近くを良く通られると思いますので、今後も状況確認をお願いします。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、受付番号22番から23番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号22番から23番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 3 件 6 筆 1,702.05 m²、うち田が 1 筆 596 m²、畑が 5 筆 1,106.05 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 14 頁 39 番から 41 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 39 番、受付年月日：令和 5 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：596 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は規模拡大のための、建売住宅建築 2 棟になります。こちらは農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 39 番は 10 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人の〇〇〇〇〇は〇〇地域内に建売住宅の建築を計画されていたところ、立地的に需要が見込まれることから、本申請地に建売住宅 2 棟を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は南側側溝へ、雨水については集水桝を設置し、同じく南側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 40 番、受付年月日：令和 5 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字下原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：349 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は貸家解消のための一般住宅になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 40 番は 10 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で現在は貸家生活をされております。子供の成長に伴い住居が手狭になったため、一般住宅の建築をされるものです。生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は北側側溝へ、雨水については集水桝を設置し、同じく北側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 41 番、受付年月日：令和 5 年 10 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村〇〇〇〇番〇他 3 筆、地目：畑、合計面積：757.05 m²です。使用貸借による所有権設定です。転用目的は貸家を建築し収入を得るためで、貸家 2 棟の建築になります。こちらは農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 41 番は 10 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は将来の生活設計として、隣接地の母名義の土地と併せて土地を有効利用するため貸家 2 棟を建設するものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は西側側溝へ、雨水については集水桝を設置し、同じく西側側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 39 番から 41 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 49 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 39 番から 41 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 50 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 50 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 15 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 1 名の推薦が上っております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回の候補者 1 名につきましては、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 50 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 50 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第 9、議案第 51 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 51 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 12 筆 10,262 ㎡、うち田が 10 筆 7,484 ㎡、畑が 2 筆 2,778 ㎡でございます。利用権設定につきましては、合計 5 件 10 筆 11,682 ㎡、うち田が 6 筆 6,910 ㎡、畑が 4 筆 4,772 ㎡ござ

います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 17 頁 99 番から 18 頁 106 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 19 頁 307 番から 311 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 51 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 17 頁 99 番から 18 頁 106 番まで、利用権設定に関する総会資料 19 頁 307 番から 311 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 51 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 52 号農地中間管理事業に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 14 件 21 筆 23,159 ㎡、うち田が 13 筆 12,350 ㎡、畑が 8 筆 10,809 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは、中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 22 頁 39 番から 24 頁 52 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

3 番委員（内村介貞）

中間管理の利用権設定各筆明細の 45 番、47 番、51 番 52 番は地目が畑ですが、設定する利用権の内容の欄の利用目的が水稻となっているところがありますが、そこは水は来るんですか。地目が畑でも現況が田というところもありますけど。

事務局

利用目的というところが、中間管理では耕作者の経営作目を記載されています。

2 番委員（下石昭廣）

耕作者の経営上の作目が記載されているということですね。

3 番委員（内村介貞）

わかりました。経営上の作目が記載されているのですね。

2 番委員（下石昭廣）

しかし、この記載の仕方は間違いだと思いますね。その圃場の筆ごとの利用目的なので、経営作目ではないと思います。私もこのあたりはよく知っていますが、畑なので水稻はありえないですね。

事務局

わかりました。今後は中間管理の方も筆ごとの利用目的で記載するようにいたします。

議長（溝口良信）

そこは総会資料を訂正するということですね。

2 番委員（下石昭廣）

担当に話して、議長へ一任するというのであれば、議長権限で修正ということでもいいと思います。

事務局

はい。わかりました。今回は議長権限で修正させていただいて、今後は中間管理の利用権設定各筆明細は筆ごとの利用目的で記載するようにいたします。

議長（溝口良信）

それでは、そのように訂正いたします。他にご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようでから、議案第 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 22 頁 39 番から 24 頁 52 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 52 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。10 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 10 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 9 時 40 分